

保護者の皆様へ

(夏季休業中の療養報告書について)

夏季休業中に、お子さんがインフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症に罹患した場合は、原則として療養報告書の提出は必要ありません。

ただし、部活動・各種検定・その他学校活動等で登校する場合、練習試合等で遠征に参加する場合は、感染症拡大防止の観点から療養期間を守ってもらう必要があるため、感染症罹患時に学校に必ず連絡してください。また、登校時（参加時）には療養報告書（Web ページよりダウンロード可）を必ず提出してください。

不明な点や心配な点がある場合は、学校までご連絡をお願いいたします。